

「パートナーシップ構築宣言」

当財団は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

オープンイノベーションによる技術交流や产学連携等による研究開発の促進を図るとともに、中小企業経営者等の交流の場を設け、企業の課題解決と企業間及び当財団との連携強化に取り組みます。

b. IT実装支援

当財団コーディネーターや専門家派遣、並びにICT導入にかかる支援施策の活用等により、中小企業者等の生産性向上や業務効率化を推進するほか、セミナー開催等によりDX推進の普及啓発に取り組みます。

c. 専門人材マッチング

中小企業者等の経営改善や事業成長への取組みに対して、中小企業診断士等のほか、高度な個別課題に対応可能な専門人材とのマッチングの機会を創出し、課題解決並びに企業の成長支援に取り組みます。

d. グリーン化の取組

支援機関等と連携したセミナー開催や情報提供などにより、中小企業者等の脱炭素経営に向けた普及啓発に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金はすべて現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和7年5月21日

公益財団法人千葉市産業振興財団

企 業 名

理事長 松戸利一

役職・氏名（代表権を有する者）